

『消費税率 10%への引上げに伴う実務対応セミナー』

今年10月1日より、消費税率が10%に引き上げられるとともに、新たに「軽減税率制度」が導入されます。この軽減税率制度の導入によって、平成元年の消費税導入後にはじめて複数税率が適用されることから、売上や仕入を税率ごとに区分した経理処理を行わなければなりません。2023年には「適格請求書等保存方式」、いわゆる「インボイス制度」が導入され、さらなる対応が必要になります。このように、これまでの増税よりも大きな変更を伴う今回の税率引上げにおいては、あらゆる企業にとって事前に準備をととのえ対応していくことが急務となります。



本セミナーでは、まもなく導入される新制度の概要はもちろん、実務対応として必要な事項について具体的な事例を交えながら解説いたします。一之宮町、清見町、荘川町それぞれで開催しますのでご都合の良い会場へご参加ください。参加費は無料です。

《 一之宮会場 》
 日時: 9月 3日(火)
 19:00~20:30
 場所: 高山西商工会館
 (高山市一之宮町 3575-1)

《 清見会場 》
 日時: 9月 4日(水)
 19:00~20:30
 場所: ウッドフォーラム飛騨
 (高山市清見町三日町 165)

《 荘川会場 》
 日時: 9月17日(火)
 19:00~20:30
 場所: 高山市役所荘川支所
 (高山市荘川町新淵 430-1)

【 内 容 】

①軽減税率制度の概要と対象取引

対象品目、「外食」の定義、定期購読契約の新聞等の取扱い、業種別の対応策、レジシステムの対応、価格の表示方法、請求書等の記載方法 など

②消費税率引上げに伴う実務上の留意点

レジ・会計システムの対応、請求書の記載方法 など

③インボイス制度（適格請求書等保存方式）の概要

④質疑応答（個別相談）

★申込・問合せ先: 高山西商工会 一之宮本所 TEL:(0577)53-3112 FAX:(0577)53-3129
 清見支所 TEL:(0577)68-3366 FAX:(0577)68-2570
 荘川支所 TEL:(05769)2-1019 FAX:(05769)2-2559

【 講 師 】



税理士 川上 智史 氏
 (山下英一税理士事務所)

.....切り取らずこのままFAXしてください.....

【消費税率 10%への引上げに伴う実務対応セミナー受講申込書】

事業所名		参加者名	
所在地			
連絡先			

※この事業は岐阜県の補助を受けて実施しています。